

共同利用計画の策定

- 人口減少・高齢化を見据えた効率的な医療提供体制を構築する必要がある中、医療機器の効率的な活用を進める必要。
- 令和元年度、都道府県は、厚生労働省が作成したガイドラインに沿って「外来医療計画」を策定。
令和2年度から、外来医療計画に沿って、医療機関は、CT等の医療機器を購入する場合に共同利用計画を作成。都道府県は、共同利用の推進に向け、外来医療の協議の場（地域医療構想調整会議等）における共同利用計画の確認や、情報公表等を実施。

外来医療計画の記載事項（医療機器の効率的な活用）

- 医療機器の配置状況や保有状況等の情報
- 医療機器の共同利用の方針
- 共同利用計画の作成と確認に関するプロセス

対象となる医療機器

- ・ CT
- ・ MRI
- ・ PET
- ・ 放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）
- ・ マンモグラフィ

共同利用計画の作成・確認等

- 医療機器を購入する医療機関は、共同利用計画を作成（共同利用を行わない医療機関はその理由を提出）

【共同利用計画の記載事項】

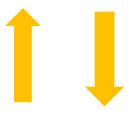
- ・ 共同利用の相手方となる医療機関
- ・ 共同利用の対象となる医療機器
- ・ 保守・整備等の実施に関する方針
- ・ 画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針
- 共同利用計画の内容や共同利用を行わない理由等について、外来医療の協議の場（地域医療構想調整会議等）で確認
- 地域の状況についてとりまとめて公表

医療機器の効率的な活用に向けた取組

都道府県において、
外来医療計画の作成・公表

各地域の医療機器の共同利用の
方針や協議の結果等を報告

- ・ 地域における医療機器の共同利用の方針等を決定
- ・ 共同利用計画等を協議の場で確認



協議の状況等の
把握、確認

地域の状況について
取りまとめて公表

医療機器を購入した医療機関は
共同利用計画を作成



【医療機器の共同利用】

患者の紹介



画像情報等



医療機器共同利用計画書提出のお願い

平成30年(2018年)7月に公布された「医療法及び医師法の一部を改正する法律」に基づき、滋賀県では令和2年(2020年)3月に「滋賀県外来医療計画」を策定し、医療機器の共同利用を推進することとしております。

つきましては、令和4年8月1日以降にCT・MRI等の対象医療機器を設置・更新した医療機関におかれましては、本計画に基づき「医療機器共同利用計画書」の提出に御協力をお願いします。

1 目的 今後、人口減少がさらに進み、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中で、医療機器についても共同利用の推進等によって効率的な活用を進める必要があるため

2 対象 令和4年8月1日以降に、CT、MRI、PETおよびPET-CT、放射線治療装置(リニアックおよびガンマナイフ)、マンモグラフィー医療機器を設置・更新する病院および一般診療所

3 提出時期 対象医療機器設置後10日以内に提出をお願いします

4 提出方法 郵送、持参により提出してください

5 提出先 所管する保健所(※大津圏域は、滋賀県庁医療政策課企画係)

6 その他

- 回答内容は、地域医療構想調整会議(※)において、確認いたします。
(※ 二次保健医療圏ごとに設置されている、医療関係者・行政関係者・保険者等で構成する圏域内の医療提供体制について検討を行う会議)

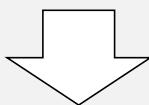
医療機器共同利用計画書 手続きフローチャート

医療機関から共同利用計画書提出



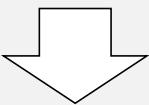
各保健所

① 計画書の受理、内容の確認



② 地域医療構想調整会議での確認

※ 書面開催による確認 可



③ 医療政策課へ確認結果を報告

- 医療機器共同利用計画書
- 地域医療構想調整会議 結果



医療政策課

共同利用する場合には、HPへ掲載